

佐賀市上下水道局公告第66号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第84条の規定により次のように公告する。

令和2年12月4日

佐賀市上下水道事業管理者 田中泰治

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 佐賀市上下水道局Web口座振替受付サービス業務委託
- (2) 実施場所 委託者が指定する場所
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで

2 業務の概要

佐賀市上下水道局が徴収する水道料金等を納付するために実施している口座振替・自動払込の受付をインターネット上でも可能とするサービスを提供することを目的とした業務委託。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 佐賀市における平成30～32年度入札参加資格審査の結果、佐賀市物品購入等競争入札参加資格の業種名が情報処理関係委託に資格があると認定されていること。
 - イ 佐賀市内に本店、支店又は営業所等を有していること。
 - ウ 令和2年11月1日現在で、官公庁においてWeb口座振替受付サービス業務の構築・運用実績があること。
 - エ 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。
 - (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
 - (ウ) 一方の会社役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、aからeまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

- a 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。
 - (a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c)会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

オ この公告日の日から開札の日までの間のいずれかの日においても、佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。）による指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。

- (2) 入札参加資格を有する者が、(1)アからエに掲げる要件については入札参加申請締切日までに、(1)オに掲げる要件については開札の時までに、当該要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

4 入札参加申請

電子メールにより行うこと。

申請先 佐賀市上下水道局水循環部財務課

メールアドレス ⇒ zaimu.sui@city.saga.lg.jp

(1) 入札参加申請を行える期間

令和2年12月7日（月）午前9時から令和2年12月11日（金）午後5時まで（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）とする。

(2) 入札参加申請の必要書類

ア 入札参加資格確認書

イ 3 (1) ウに記載の「令和2年11月1日現在で、Web口座振替受付サービス業務の構築・運用実績があること。」を証明するもの

5 入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を、令和2年12月15日(火)午後5時までに電子メールで連絡する。

6 仕様書等の交付方法

佐賀市上下水道局ホームページ上

7 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問期限 令和2年12月11日(金)午後5時

(2) 質問先 佐賀市上下水道局水循環部業務課

メールアドレス ⇒ gyomu.sui@city.saga.lg.jp

(2) 回答方法 令和2年12月15日(火)午前9時までに質問をされた者へメールでの回答及び佐賀市上下水道局水循環部業務課において公表する。

8 入札の方法

紙入札により行うこと。

9 入札を行う日時及び場所

(1) 日時 令和2年12月21日(月)午前11時

(2) 場所 佐賀市若宮三丁目6番60号

佐賀市上下水道局 5階小会議室

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約金額が300万円未満の場合は、免除する。

12 予定価格

公表しない。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札について不正行為を行った者

(3) 業務名、入札参加者の会社名、代表者氏名の記載並びに使用印の押印がない入札書

(4) 入札金額並びに入札参加者の会社名、代表者氏名及び印鑑について誤脱及び判読不可能な記載をした者

(5) 1人で2以上の入札をした者

14 落札者の決定の取消し

落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（令和2年4月1日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件
- (2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

1.5 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札、落札者の決定方法等の事務手続及び入札の中止の条件等については、入札についての注意事項の定めによる。
- (2) 落札者が佐賀市財務規則第101条第2項に規定する期間内に契約に応じないときは、契約の相手方となる資格を失うものとし、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に基づき、指名停止措置を行う。この場合において、落札者は免除された入札保証金（入札金額の100分の5）に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

(3) 問合せ先

ア 公告の内容に関すること。

佐賀市若宮三丁目6番60号

佐賀市上下水道局 水循環部 財務課 契約検査係

電話 0952-33-1331

イ 業務の概要に関すること。

佐賀市若宮三丁目6番60号

佐賀市上下水道局 水循環部 業務課 管理一係

電話 0952-33-1313